

西学区の福祉を高める会 規約

- 第1条 この会は、西学区民の親睦と連絡組織の強化並びに自治意識の高揚により、住民共通の福祉を増進して、明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。
- 第2条 この会は、前条の目的達成のため、つぎの事業を実施する。
- ①町単位「福社会」及び「学区ボランティアの会」との連携、協働活動に関する事項。
 - ②「学区ボランティアの会」を中心としたボランティア活動の推進に関する事項。
 - ③地域福祉（とりわけ在宅福祉）の増進に関する事項。
 - ④各種団体及び福祉施設との連携並びに協働活動に関する事項。
 - ⑤福祉活動推進のための講演会・研修会・映画会などの開催に関する事項。
 - ⑥学区内の地域課題把握のため調査活動に関する事項。
 - ⑦その他、目的達成に必要な事項。
- 第3条 この会は、「西学区の福祉を高める会」という。
- 第4条 この会の事務局は、西公民館におく。
- 第5条 この会は、西学区まちづくり推進委員会の運営委員をもって組織する。
- 第6条 この会に次の役員をおく。
- | | | | | | |
|-------|----|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 若干名 | 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 会計 | 2名 | 5. 会計監査 | 2名 | 6. 理事 | 若干名 |
- 第7条 役員を選出方法は、つぎのとおりとする。
- ①会長・副会長は西学区まちづくり推進委員会の委員長・副委員長がこれにあたる。
 - ②副会長のうち1名は学区ボランティアの会代表者が就任する。
 - ③事務局長・会計・会計監査は西学区まちづくり推進委員会の事務局長・会計・会計監査がこれにあたる。
 - ④理事は会長が西学区まちづくり推進委員会の運営委員の中から委嘱する。
- 第8条 役員の職務は、つぎのとおりとする。
- ①会長は、この会を代表し、会務を総括する。
 - ②副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
 - ③事務局長は、この会の事務を司る。
 - ④会計は、この会の会計を司る。
 - ⑤会計監査は、この会の会計を監査する。
 - ⑥理事は、会長の諮問を受け福祉事業に関する企画・調査を行う。
- 第9条 役員任期は、2年とする。但し、再選は妨げない。
補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
役員任期満了後でも、後任が選任されるまでその職務を行うものとする。
- 第10条 この会の会議は、総会・役員会とする。
- ①総会は、役員及び会長の委嘱した者を含めた合同会議を持ってこれに代えることができる。
 - ②役員会は、正副会長・事務局長・会計・理事をもって構成する。
 - ③総会・役員会は会長が招集しその議長となる。
 - ④会議は、出席者の過半数で決する。

第11条 会議は、この規約に特別の定めのあるときのほか、つぎの項目を審議する。

①総会

イ 事業報告・事業計画・予算・決算に関する事項。

ロ 規約の改廃に関する事項。

ハ その他、会長が必要と認めた事項。

②役員会

イ 総会に提出する議案の審議。

ロ この会の運営に関する事項。

ハ 問題発見・解決のための諸活動の審議。

ニ その他、会長が必要と認めた事項。

第12条 この会の運営費は、助成金・奨励金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

〈付 則〉

この規約は、2000年（平成12年）6月27日から施行する。

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名

この規約は、2006年（平成18年）4月28日から施行する。

この規約は、2009年（平成21年）4月30日から施行する。

この規約は、2012年（平成24年）4月30日から施行する。